

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第21回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年 9月1日 午前 9時00分 開会			
	令和3年 9月1日 午後 10時31分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者6名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	<p>1、議 題</p> <p>(1) 令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営について</p> <p>①会期日程等について</p> <p>②一般質問について</p> <p>③陳情・要望等の取り扱いについて</p> <p>2、その他</p> <p>①新人の議員研修の方向性について</p> <p>②8月27日付け「災害時の対応について」の対応について</p> <p>③4者会議の件について</p>			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営について

①会期日程等について

○熊高委員長

令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長

第3回定例会は、9月8日を招集日として8月31日に告示した。提出予定議案は、一般会計及び財産区を含めた特別会計の決算認定が17件、人事関係2件、専決処分した承認1件、条例及び一般議案5件、予算関係7件、計32件である。

概要については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案等の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長

ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

議案等の取り扱いについて、お諮りする。

各議案の上程は9月8日の初日とし、会期の決定後、認定第1号から第17号までの17件は一括提案し、提案理由説明後、監査報告・質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。諮問第8号および第9号は一括提案し、提案理由説明後、採決を行う。承認第5号は、提案理由説明後、質疑を受け討論を行い、採決を行う。議案第50号は、提案理由説明後、質疑を受け討論を行い、採決を行う。議案第51号は、提案理由説明後、質疑を受け、総務文教常任委員会へ付託。議案第52号から第54号までの3件は、一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、産業厚生常任委員会へ付託。議案第55号から第61号までの7件は、一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

委員会の日程について協議を願う。

常任委員会は9月9日を予算決算で補正予算関係を審査、9月16日を総務文教、9月17日を産業厚生、9月22日、24日、27日を予算決算で、令和2年度決算関係を審査とする各常任委員会とする。

意見はないか。

(なし)

お諮りする。

常任委員会は9月9日、22日、24日、27日を予算決算、9月16日を総務文教、9月17日を産業厚生とする日程に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、9日の予算決算常任委員会に付託される補正予算の議案は、9月13日の一般質問の前に委員長報告後、採決まで行う。また、最終日は9月29日とし、22日間の会期とする。

② 一般質問について

○熊高委員長

一般質問についてを議題とする。

30日の正午、受付を締め切ったが、10件の通告書が提出されている。通告の状況等について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(「一般質問受付表」により説明)

○熊高委員長

一般質問は10名から通告があったので2日とし、通告順に9月13日を6名とし、9月14日を4名とする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

執行部から、そのほかはないか。

○行森総務部長

8月11日からの豪雨により、多治比川沿線を中心に大きな被害が発生した。急遽災害対策本部を設置し対応したが、途中の状況報告、被害報告等について、議員に情報提供が遅くなったことにお詫び申し上げます。今後は、議会へ資料提供も随時行いたいと思う。ホームページ等へも、支援情報等掲載しているので、そちらもご覧いただきたい。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 9:20

(執行部退席)

再開 9:21

議長が答弁者・質問者を注意または議事進行を中断する際の基準について

○熊高委員長

続いて、議長が答弁者・質問者を注意または議事進行を中断する際の基準について協議いただきたい。

前回、一般質問における答弁に対して、内容が不十分である場合は、議員それぞれが、質問の中で対応していくことが原則であると一定の整理をしたところである。

このたび、どのような場合、どう対処するのがよいか等、予め一定の基準について、みなさんで共有したらよいことから、案を示している。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

資料を準備しているのでご覧いただきたい。このことについては、第1回、第2回定例会の一般質問では、質問者に対し、「後ほど書面で公表する。」「詳細については文書で公表する。」等の答弁があった。

市長の、答弁者に対する注意、または質問者の注意について、議員間での共通認識を持ってもらうことにより、どのような場面で、どう対処するのかの認識を共有しておいた方が9月の一般質問にむけて議長の議事整理権の中で、運営しやすくなることもある。皆さんで協議いただきたい。

詳細については事務局次長が説明する。

○國岡事務局次長

(資料:「議長が答弁者・質問者を注意または議事進行を中断する際の基準(案)」について説明)

○熊高委員長

議長から何かあるか。

○宍戸議長

今まで質問に対する答弁が、かみ合わないことがあったり、聞き間違いがあったりするが、私としても、今後よく聞かなければいけないと思っている。ただ、その場でとっさの判断が難しい場合がある。一般質問をする議員が納得できるまで、質問は市長の方へ求めていくことが大事だと思う。それでも答弁が成り立たない場合は、議長として注意させていただく。

事務局長ともいろいろ協議したが、議長としての責任をしっかり果たしていくことが重要な課題となるので、今後最大限の努力をしていきたいと思う。

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

基準(案)の、上段、「会議録閲覧者等に広く知らしめることを目的に行われているケースが多分にある」、とあるが、「ケースが多分にある」のではなく、「目的に行われている」に変えたほうがいいのでは?

○森岡事務局長

例として挙げている。あえて聞いている、質問しているということである。「多分にある」ではなく、皆さんが協議で言い切ってしまうとなれば、そのように変えさせていただく。

○國岡事務局次長

通告書を出したときに、既に議員の皆さんは大まかな回答は分かっているが、議場で市長が発信することによって、多くの市民の周知につなげてほしい、という議員の意思で質問される例があったため、ケースの例文としてこの文章を作成したものである。

○山本優委員

例があるといえそうかもしれないが、言い切ったほうが良い

と思う。

- 熊高委員長
- 森岡事務局長

この資料は、全員協議会でこのままを配るのか。

一般質問の前に皆さんに周知すべきものなので、一般質問は全員協議会の前にあるため、定例会初日終了後に集まっていたら周知させていただきたいと考えている。

- 大下委員

そもそも基準を出した趣旨は何か。誰も一般質問の内容は分かって一般質問をしていることであるし、一問一答も分かっていること。いちいちこれを出さないと分からない議員がいるのか。

- 熊高委員長

これまでに混乱があったので、さきほど議長が言われたとおり。

- 大下委員

混乱があったのは、市長が答えていないからである。

- 熊高委員長

それも含めて、今回協議して確認しようということである。不要ということではないので議運で取り上げたものである。

- 大下委員

であれば、市長に知らせないといけない。

- 熊高委員長

最終的には議場の運営についてのことである。議長も混乱をするため、一定の整理が必要ということで、事務局と協議を行われ、この度提案したものである。

この資料の必要性の議論になれば、議長の考えを伺う必要がある。

- 宍戸議長

3月と6月の一般質問の経過を踏まえて、反省材料の一つとして捉えている。一般質問の質問中に、私が注意するというになると、質問する議員の方も疑問に思うことがあると思う。

よって、議長も議員も、市長は別として共有しておけば、お互い議場での混乱が少なくて済むのではないかという考えで、再度確認の意味をこめ提案させてもらった。

- 金行委員

議長の議事の整理権ですすめてもらえばそれでよい。

- 山根委員

今までの市長と考え方も受け止め方も違う。議長も整理をするための目安になると思う。

6月の一般質問において私が言っていないことまで付け足して言われて、言っても何度も切り返して言われるので、その時は議長が整理していただけたらと思う。また、資料の基準の1番。答弁が長い場合がある。それによりポイントがずれてくる。ここも注意してほしい。要点をもった答弁が必要と思う。

- 國岡事務局次長

補足する。資料のうち、表の4から8番は、これまでも対応いただいている。1番から3番について、全ての質問に対して、「質問者が指摘しても」という言葉を入れている。質問者が指摘しても答弁しない場合に、はじめて議長が議事について検討することになる。まずは、質問者が指摘なり、何らかのメッセージを発信してほしい。そこで動かなかったときに、議長が判断されるとい

うことを、先日の議会運営委員会、全員協議会でも、まずは質問者が何らかのアクションを起こしてほしい。という話はしている。このたび明文化した理由の一つでもある。

○山本優委員

議長が答弁になっていないと思った時点で、質問者が指摘するまでもなく、議長の裁量で指摘すればよいと思う。

○國岡事務局次長

それは4番に該当する。これまでどおり答弁漏れがあった場合、議長の判断でよい。

○大下委員

質問者が、答えになっていないなら、答えになっていないと言えれば済むことである。そのための一問一答である。そうすれば議長も判断しやすい。質問者が納得のいく返事をもらわないといけない。それを分かって一般質問しないなら、一般質問をしない方がよい。

○熊高委員長

そのほか意見はないか。

(なし)

二通りの意見が出たが、最後に大下委員が言われたことが基本的には大事だと思う。やはり基本は、議場における議員と市長の対一のやりとりが前提にあり、議会の議場としての機能が果たされていないような状況が見受けられると、あとは議長の整理権に委ねることになると思う。このように整理してよいか。

(異議なし)

議長もよろしいか。

(よい)

あと、資料の「多分にある」という文言について意見があったが、変えた方がよいか。多分ということなので、全てという意味ではなく、そういうケースもあるという事務局が説明したとおりである。基本的には原案でいかせていただきたい。これでよろしいか。

(異議なし)

ほかに意見はないか。

(なし)

意見なしのため、この基準を全員協議会に示していくということでもよろしいか。

(異議なし)

なお、議事録の資料は参考資料のため、議会運営委員会のみとする。全員協議会で必要あれば補足説明という形とすることでもよろしいか。

(異議なし)

お諮りする。議長が答弁者・質問者を注意または議事進行を中断する際の基準は、議論を踏まえた中で全員協議会に報告することでもよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

③ 陳情・要望等の取り扱いについて

- 熊高委員長 陳情・要望等の取扱いについてを議題とする。
事務局に説明を求める。
- 國岡事務局次長 (「陳情・要望・要請等一覧表」により説明)
- 熊高委員長 質疑はないか。
全国市議会議長会の要望書について、議長としてはどう思われるか伺う。
- 穴戸議長 コロナ禍の中で、全国的な取り組みであると思う。取り上げていただきたいと思う。
- 山本優委員 市議会議長会の
意見書は取り上げた方がよいと思う。
- 熊高委員長 事務局に確認する。3番は初めてではないと思うが。
- 國岡事務局次長 他市で意見書を提出された実績はない。
- 熊高委員長 提出をされたのがいつから分かるか。初めてということではないのか。
- 國岡事務局次長 初めてである。
- 熊高委員長 資料の中には4月とある。いままでなかったと思うが。
- 國岡事務局次長 その資料は沖縄県議会で提出された意見書をサンプルとして添付されたものと推測する。実際に事務局で受け付けたのは7月21日付けである。受け付けた事自体は初めてである。
- 熊高委員長 暫時休憩する。
- 休憩 10:02
- 再開 10:04
- 熊高委員長 再開する。
4件の陳情・要望等について、2番については、取り上げた方がよいだろうという議長の意見もあった。議会運営委員会としても取り上げる方向としたいがよろしいか。
(異議なし)
3番について、内容も含め精査を行うため取り上げたらどうかという意見があったが、皆さんの意見を伺う。
(なし)
3番についても審査をすることで取り上げてよろしいか。
(異議なし)
2番・3番を審査をすることとする。担当の所管委員会は、どちらも総務文教常任委員会とすることによろしいか。
(異議なし)
陳情・要望書については、2番・3番について総務文教常任委員

(よい)

児玉副委員長よろしいか。

(よい)

ほかに何かあるか。

○森岡事務局長

配りたいものがあるので休憩をお願いします。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:12

再開 10:13

②8月27日付け「災害時の対応について」の対応について

○熊高委員長

再開する。

○森岡事務局長

今、お手元に配付したものは、8月11日からの豪雨災害時の避難所における議員の対応について、8月27日付けで市長から文書が届いた。災害時の対応ということで固有名詞を挙げ、新田議員、国会議員による避難所の視察を受け入れた際の事が書いている。

現場で混乱を生じたということ、また、職員が国会議員を追い返したと市民から話が出ている。ということである。これについて新田議員には猛省とともに事態を收拾する適切な対応を求めるとのことであるが、さきほどの一般質問の説明資料の中にもあった。6月定例会では山根議員の質問に対する市長の答弁があった。そこで言っているにもかかわらず発生したということも口頭でも聞いている。文書でこういうことがないようにということで皆にお知らせをさせていただくものである。

○熊高委員長

この件について議長は何か確認されているか。

○穴戸議長

昨日、総務部長が来て、その当時の状況を少し話をされた。

総務部長としてみれば、国会議員を追い返した発言はしていないとのことであった。ただ、国会議員、新田議員、総務部長のやりとりを聞いていた避難所の避難された方が、そう感じられて、意見箱に書いてあったものである。その意見箱の文書を市長が見て、今回の事になったということであった。

公文書で出すのは如何かという話はしたが、市長が出すと決めた、と聞いている。

他に詳しいことは聞いていない。

○熊高委員長

私は、市民からそのような意見があったと聞いたが、事実関係を確認し、新田議員とも話をした。

まず事実関係を確認するというのが一番大事だと思う。この文書の中身を、議長を中心に現状把握をした後でない、ここでの議論にならないと思う。その事を議長に申し上げ要望させていただく。

事実関係が出てこない、色々な形で発言が独り歩きすることが一番よくないと思う。私も危惧した形の問題であり、こういう

文書が出たのであれば、なおさらきっちり整理していただきたいということを、委員長としても要望する。

皆さんもそれでよろしいか。

(よい。の後に児玉副委員長より)

○児玉副委員長

ちょっとよろしいか。

現状把握するのであれば、「現場で混乱が生じた」とあるが、どういう混乱が生じたのか、また、文書に「他にも議員の不適切な行動が散見される」と書いてあるが、具体的なことが分かれば議会内でも改善ができるので、是非そのところの現状把握をしていただきたい。

難しければ結構である。

○熊高委員長

大事なことである。そこが確認できないと色々な議論がかみ合わないと思うので、そこも含め、議長に事実関係を把握していただくことを要望する。

以上でよろしいか。

(よい。の後に山本優委員より)

○山本優委員

議員活動として、避難所にどれだけの市民が避難しているのか現状把握であってやはり地元の議員は動いていると思う。

避難所の中へ行って、邪魔をするようなことは誰もしていないと思う。避難状況など確認に行っているだけで、邪魔してああしろこうしろというような議員は一人もいないと思う。

○熊高委員長

基本的には山本委員の言われるとおりでと思うが、そこも含め副委員長が言われたように、背景、事実を確認しながら、今後の議会の対応の仕方を統一したものを作ろうということに進んでいけば、前向きに動いてくると思う。

○山本優委員

議員は市民の代表者である。市民の状況は常に把握しておかないといけないと思うので、そのあたり検討内容として取り上げてほしい。

○熊高委員長

言われるとおりでと思うので、そこも含めて議会としての整理をすることが大事だと思う。

ほかに意見はないか。

○山根委員

議員がどうのように動くか、議員も市民の一人であるし、地域においては地域住民の一人であり、自助共助公助の中で、避難所に行かれた方がどのような状況なのか、更には被害の対応についてまとめている議員もいるので、ざっくりでもよいがまとめていき、また、もう一つ気になるのが、なぜ市長は国会議員に会わなかったのか。職員ではなく市長がいるのであれば、市長として会ったほうが市民のためになると思うが、そういうことも考えていただきたいという意見も入れていただければと思う。

○熊高委員長

そこも含めて議長にお願いしたつもりである。

○金行委員

委員長が言われたとおり事実を把握して整理してやったらよい。

○熊高委員長

それぞれ、これまでやってきた議員活動の中で、良かれと思ったことが否定されたような感じを、受けないこともない部分もあるので、どこがどういうふうにいけないのか、どこがどこまでやっていいのかということを改めてこの機会に整理したらよいと思う。

私の方に情報が入ったのは、国会議員に会わなかったから交付金を北広島も三次も貰ったのに、安芸高田市は貰っていないではないか。という話にくっついているから、それは市民の皆さんにおかしいですよ、返せればよいのだが。これは9月に貰えるものを前もって要るかいらないかということであって、安芸高田市はキャッシュフローは大丈夫だから要りませんと断り、更には申請するには大変な手間がかかるということを知って、市民に話をすればよいが、そういう情報が入らないので、非常に難しいところもある。こういうことも含めて、議会として整理をしていただくということが大事だと思う。

議長よろしく願います。

○宍戸議長

補足する。総務部長によれば、避難所での混乱はなかったということである。

ただし、会場へ入るまでの2階のソファのところで話をしたとのことであった。

中へ入らないでくださいというお願いをただけで、混乱した事実はないとのことであった。

○熊高委員長

斉藤国会議員のフェイスブックにも、現場の写真を掲げられているので、たくさんの市民も見ている。整理しないと、新田議員も困ると思う。

よろしく願います。

以上で、その他を終了したいと思うが。

③4 者会議の件について

○宍戸議長

この前皆さんにお知らせした4者会議の件であるが、市長が定例の記者発表をした中で、議長は、以後4者会議に無断欠席していると発表されたとマスコミから聞いた。事実は、皆さんにお知らせしたとおりであるので、もし話があった際には訂正をしていただくか、この状況を理解したうえで市民対応をお願いしたい。

さらに、このことについては、市長が市の広報誌へ掲載するという方向でいると、昨日総務部長から話があった。

そうなると、市民がどういうふうにとらえるかということとは分からないが、今後議長としても、どういうふうに対応するか、また皆さんに相談することがあるかもしれない。昨日の総務部長の

話では、市長はそう言っても、事実とは異なるので掲載は執行部と編集者の責任において出さない方向で考えている。とのことであつたが、どうなるかは分からない。今後の経過を見ながら、皆さんに相談する内容となると思う。

○熊高委員長

提案であるが、これは前回の全員協議会の課題になっている。4 者会議に対して、市長が国語力が無いという、今日の中国新聞にも掲載されていたが、市民にはああいう新聞報道しか伝わらないので、議会としては早く整理しないと、どんどん市長の言うようにすすんでしまう。4 者会議の中身で国語力がないと言うなら、どこが国語力がなかったのかということ、きちっと整理をしていただきたいと前回も言ったが、そういうことを一つ一つ整理していかないと、市長がそういうふうにも動いても、総務部長が出さないと聞いたけどという、そんな次元の問題ではもうないと思う。事務局含めて整理を早くしていただき、皆で確認して、正式な議会としての確認事項でないと、市民に伝えることができない。早急に対応していただくよう、議会運営委員長としてもお願する。

○山根委員

今回の議会だよりも、公文書である再議書の全文を載せていなかったが、文書の中で個人攻撃、いわゆる議決に反対したうちの9名の議員の個人名を載せての再議書である。こういう再議書の内容であつたという事実は、市民に知ってもらう必要があつたと思う。ある意味・・・

○熊高委員長

これは議会運営委員会として取り上げることなのか。

○山根委員

4 者会議の件を市長が広報誌に載せるのであれば、議会としてもこれまで市民には伝えてないことがたくさんあるので、しっかり今の現状を伝えるべきだと、今回の議会だよりを見て思ったところである。

○熊高委員長

全員協議会で上げる問題だと思う。一旦整理をして議会運営委員会に諮らなければならないものは諮る。これを議論始めれば簡単に済む話ではないし、どういう手順で何をするかということ、まず議長と事務局で整理して議会運営委員会でやるべきことを示してほしい。

○穴戸議長

記者発表をしたということを報告した。

○熊高委員長

承知した。

以上でよろしいか。

(よい)

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を終了する。

【閉会 10 : 31】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長